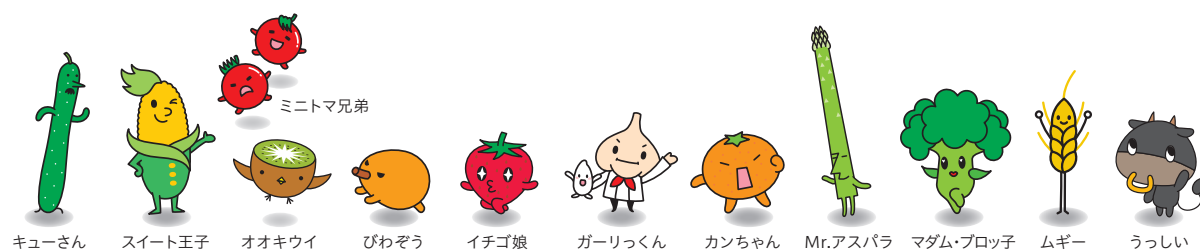


高松市 農業振興計画

令和6 — 13年度

[前期:令和6～9年度 / 後期:令和10～13年度]



高松市
令和6年3月

2024-2031

ごあいさつ



本市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央に位置し、北は国立公園の瀬戸内海に面し、南は緩やかなこう配をたどりながら、讃岐山脈に連なっており、1年を通して降水量が少なく、日照時間が長い瀬戸内海式気候に恵まれています。

本市農業を取り巻く状況は、農家数の減少や農業従事者の高齢化、遊休農地の増加、世界情勢の不安定化による資材価格の高騰など、厳しさを増している一方で、SDGsや環境負荷低減に対する取組への期待、食料安全保障に対する関心は高まっています。

これら本市農業の現状と課題等を踏まえ、令和6年度からの8年間を計画期間とする農業振興の目標・基本方針等を明確にし、その実現に向けての取組を行うため、新たな「高松市農業振興計画」を策定しました。

この計画は、国・県の計画との整合性を図りながら、本市農業の目指すべき姿「創造性豊かで持続可能な農業」の実現に向け、4つの基本方針「人づくり」、「ものづくり」、「基盤づくり」、「地域づくり」をもとに、本市農業振興施策を展開するものです。

今後、この計画の着実な推進を図るためには、農業者、農業関係機関や団体はもとより、消費者でございます市民の方々も交えた地域ぐるみでの取組が重要となってまいりますことから、関係者の皆様には、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たりまして、貴重な御意見、御提言をいただきました高松市農業基本対策審議会委員の皆様を始め、多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 6年 3月

高松市長 大西 新 人



高松市農業振興計画
目次

第1章 農業振興計画の策定に 当たって	I 計画の目的	1
	II 計画の位置付けと計画期間	1
	III 推進体制	3
	IV 評価・進行管理	3
	V SDGsとの関連	4
第2章 農業を取り巻く状況の変化	I 経済・社会情勢等の変化	7
	II 関連計画の状況	10
第3章 本市農業を取り巻く状況	I 本市農業の現状と課題	13
	II 農畜産物の生産状況	19
	III 農政へのニーズ	23
第4章 農政の基本方針	I 本市農業の目指すべき姿	27
	II 農業振興の基本方針	28
第5章 農業施策の展開	I 人づくり(農業を担う者の確保・育成)	31
	II ものづくり(生産振興と販売促進)	35
	III 基盤づくり(生産基盤の整備)	39
	IV 地域づくり(農村地域の振興)	43
参 考 資 料	高松市農業基本対策審議会設置条例	49
	高松市農業基本対策審議会委員等名簿	51
	用語集	52
	農業経営モデル	55
	高松産ごじまん品一覧	61



第1章

農業振興計画の策定に当たって

高松市農業振興計画
2024-2031



ランタンキュラス(三谷町)



第1章 農業振興計画の策定に当たって

I 計画の目的

本市では、地域農業の現状と課題を踏まえ、平成28年3月に本市農業振興の基本方針等を示した「高松市農業振興計画」を策定し、令和5年度を目標年度として、各種施策・事業を実施してきました。

しかしながら、農家数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足や遊休農地の増加、自然災害の激甚化、世界情勢の不安定化による資材価格の高騰など、農業を取り巻く状況は更に厳しくなっています。

社会・経済情勢についても、少子・超高齢化の更なる進行や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化など、様々な変革期を迎える中、本市では、農林水産業も含めた「産業」、「ものづくり」、「観光」、「文化・スポーツ」、「国際交流」などに関する施策を一体的に推進することにより、創造性あふれる都市を目指すことを目的として「高松市創造都市推進ビジョン」を策定し、「瀬戸の都 高松」の魅力を全世界に発信してきているところです。

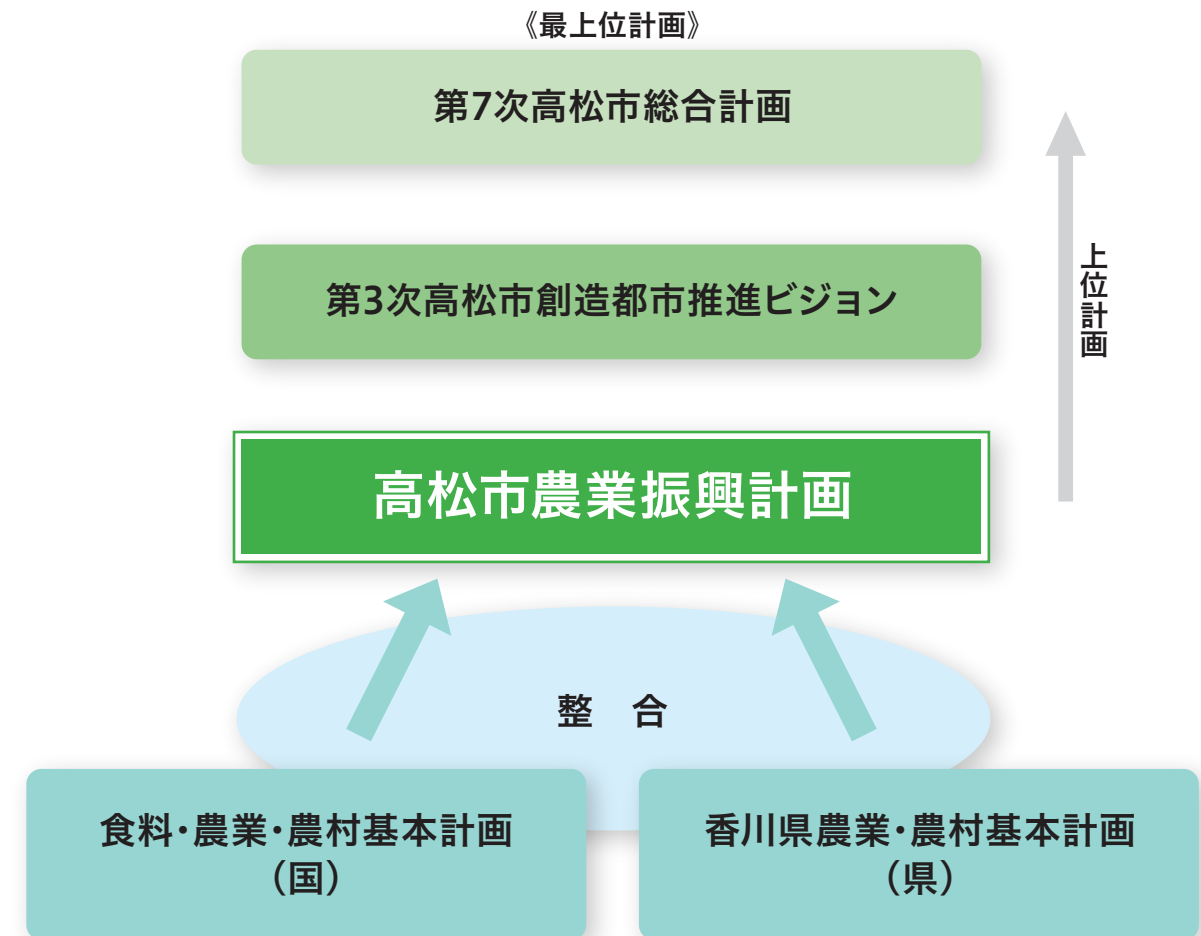
このような状況の変化や、ビジョンの推進に伴う新たな課題に対応しながら、これからの農業振興の目標、基本方針等を明確にし、その実現に向けて各種農業振興施策を実施するため、新たな「高松市農業振興計画」を策定するものです。

II 計画の位置付けと計画期間

本計画は、本市の最上位計画である「第7次高松市総合計画」における基本構想を具体化する分野別計画に位置付けるとともに、国の「食料・農業・農村基本計画」や「香川県農業・農村基本計画」との整合性を図りながら、本市農業振興施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

計画期間については、「第7次高松市総合計画」との整合性を図るため、令和6年度から令和13年度までの8年間としますが、農業情勢や国、県の施策変更などに対応するため、中間年である令和9年度に見直しを行い、令和6年度から令和9年度までを前期計画、令和10年度から令和13年度までを後期計画とします。

【高松市農業振興計画の位置付け】





第1章 農業振興計画の策定に当たって

Ⅲ 推進体制

本計画における施策を効果的に実施するため、関係機関等と共同して設置している協議会等との相互連携により、各関連施策を推進します。

また、施策や取組ごとに策定している分野別計画との整合性を保ちながら、より具体的な各種農業振興施策を推進します。

1 主な協議会等

- (1) 高松市農業基本対策審議会
- (2) 高松市地域農業再生協議会
- (3) 高松市農業振興協議会
- (4) 高松市農産物ごじまん品推進協議会
- (5) 高松市農業青年クラブ連絡協議会
- (6) 高松市認定農業者連絡協議会
- (7) 高松市生活研究グループ連絡協議会
- (8) 高松市畜産振興協議会
- (9) 高松市鳥獣対策協議会
- (10) 高松市グリーン・ツーリズム推進協議会

2 主な分野別計画

- (1) 高松市農業経営基盤強化促進基本構想
- (2) 高松市水田収益力強化ビジョン
- (3) 高松農業振興地域整備計画
- (4) 高松市鳥獣被害防止計画
- (5) 高松市酪農・肉用牛生産近代化計画
- (6) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- (7) 「高松盆栽の郷」基本構想
- (8) 香川県みどりの食料システム基本計画
- (9) 高松市家畜法定伝染病防疫マニュアル

Ⅳ 評価・進行管理

本計画については、毎年度、高松市農業基本対策審議会において、進捗状況の点検・評価を実施し、必要に応じて施策の取組段階における見直しを行います。

また、中間目標年度の令和9年度には、農業情勢等の変化や施策・取組の実施状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとします。

V SDGsとの関連

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

「貧困をなくそう」など17の目標(ゴール)と「令和12年(2030年)までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある全ての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」など169の達成基準(ターゲット)で構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国をあげて積極的に取り組むべき目標です。

本計画においても、SDGsの理念を踏まえ、多数の目標の達成に対して、自然資本の持続的な利活用や環境調和型の生産に向けた取組など、農業の担う重要な役割を認識し、SDGsの積極的な推進に資するよう、第5章の「農業施策の展開」の基本施策において、関係する目標のアイコンを示します。





ブロッコリー(香川町)

第2章

農業を取り巻く状況の変化

高松市農業振興計画
2024-2031





第2章 農業を取り巻く状況の変化

I 経済・社会情勢等の変化

1 経済・社会情勢

平成から令和へと時代が変わり、かつてない少子・超高齢社会の到来により、一部地域では集落人口が減少しており、集落機能の低下、消滅が現実のものとなりつつあります。

一方、ロボット、AI、IoTといった先端技術、TPP11等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、SDGsに対する国内外の関心の高まりなど、経済社会は新たな時代を迎えています。

また、令和2年から広がりを見せた新型コロナウイルス感染症は、社会情勢を一変させ、観光産業や外食産業に大きな打撃を与える一方、リモートワークの増大等による家庭内消費の増加など、経済情勢に大きな影響を残しました。

さらに、令和4年以降、ロシアのウクライナ侵攻に起因する国際物流の停滞やエネルギー需給バランスの変化が、農業生産資材や食料品の価格高騰を誘発したことにより、自国における食料安全保障の重要性を再認識させられたところです。

2 農業政策の変遷

「食料・農業・農村基本法」の制定から約25年が経過する中、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、農業を取り巻く情勢は大きく変化しています。

国は、令和2年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業・農村が持続的に発展し、次世代を含む国民生活の安定や国際社会に貢献する道筋を示したほか、令和4年6月には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農山漁村の有するポテンシャルを十分に引き出すことにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指した政策を展開するとしています。

また、令和4年5月の「農業経営基盤強化促進法」の改正施行に伴い、地域の協議によって農業の将来の在り方や、農用地の効率的かつ総合的な利用を推進するための目標等を定めた「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画)を策定し、地域農業の強化を図る取組を進めることが必要とされています。

これらの計画等の中で、農林水産物・食品の輸出額について、2025年に2兆円、2030年に5兆円とする目標を掲げたほか、半農半X等、多様な農業人材の確保・育成や農地中間管理機構による農地集積・集約化の更なる推進、6次産業化の推進、農協等の改革など、今後の施策の展開方向が提示されたところです。

3 少子高齢化の進行に伴う農業を担う者の不足

国の人口は、平成22年(2010年)をピークに減少に転じ、平成27年(2015年)には1億2710万人となりました。高齢化が進むことにより、15～64歳の生産年齢人口の割合は令和2年には59.3%と6割を切っています。

本市においても少子高齢化が進んでおり、生産年齢人口は平成7年の28万2千人をピークに減少に転じ、年少人口(0歳～14歳)は、昭和55年以降減少傾向にあります。

一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあり、平成12年以降は、高齢者人口が年少人口を上回る状況が続いています。

このような状況の中で、本市の農業は、農業を担う者の不足が一段と深刻化すると予測されるため、近年の田園回帰志向の高まりなどを追い風に、農業生産活動の下支えや遊休農地の解消の観点からも、多様な農業人材の確保・育成が求められています。

4 情報通信技術の進展やこれを支える通信インフラの整備

農業分野においては、ロボット、AI、IoT等の先端技術やデータを活用したスマート農業の実用化、農業や食関連産業まで含めたデジタルトランスフォーメーション(DX)に関する技術等、農業の生産性向上や農産物の品質安定等に資する技術革新が起きています。

また、コロナ禍で根付いた「新しい生活様式」は、引き続き取り組まれており、特に、著しく進展したデジタル技術は、オンラインによる農産物取引の活性化や、遠方地から移住・就農を希望する人を繋ぐ手段としての活用など、生産者と消費者や農村地域と他の地域の間における距離感の変化を生み出しています。

このため、これまでの農業経営モデルから、デジタル技術の積極的な活用によるスマート農業の導入など、新たなモデルを創出していく必要があります。

5 「みどりの食料システム法」の施行と環境に配慮した農業への関心の高まり

令和4年7月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」が施行され、農林漁業に由来する環境負荷低減活動等に関する計画の認定制度が設けられ、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済発展等が図られることとなりました。

また、将来にわたって食料の安定供給を図るため、自然災害や地球温暖化に強く、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退を見据えた施策推進と健康的な食生活や持続的な生産・消費の活発化を図る計画として、国においては、「みどりの食料システム戦略」、県においては、県内市町との共同で、「香川県みどりの食料システム基本計画」を策定しています。



第2章 農業を取り巻く状況の変化

農業においては、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの利用や、施設園芸における化石燃料の使用低減など、温室効果ガスの排出削減に向けた取組や、化学農薬・化学肥料の使用の低減、耕種農家と畜産農家との耕畜連携による地域内資源の循環などにより、環境に配慮した持続性の高い農業を推進していく必要があります。

6 農業の国内市場の変化及び国際市場への対応

国内における農産物については、原材料費の価格転嫁が難しい状況が続く上に、今後の更なる人口減少の進行により、消費の低迷が懸念されています。

また、単身世帯や共働き世帯の増加、テレワークの増加による労働環境や社会構造、ライフスタイルの変化等に伴い、食生活の変化が想定されます。

このような中、農業がこれらの国内市場の変化に対応し、生産を維持・拡大するためには、加工・業務用需要への対応や新たな市場の創出等、変化するニーズに対応した生産体制を構築することが不可欠とされ、海外においては、人口増加・所得向上により、農産物の市場は拡大することが見込まれており、国内市場が縮小する中で、農産物の輸出拡大を図ることが重要となります。

特に、本市における特産物である盆栽についても、海外需要が高い特性を生かし、海外市場の拡大を図ることが望まれます。

7 食料安全保障に対する食料自給率向上・地産地消への関心の高まり

世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少など、国内外の様々な要因が食料供給に影響を及ぼす可能性があり、食料の安定供給に対する国民の関心が高まっています。

また、国の食料自給率については、カロリーベースで現状の38%を45%に、生産額ベースで58%を75%に引き上げる目標としているものの、国際的な燃油・飼料・資材等の物価高騰や円安等を背景とした輸入価格の上昇、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の合意等による輸入農産物の増加が懸念されています。

このため、本市においても、地域の農業が地域の食を支えるという観点から、「高松産ごじまん品」を中心とした地場産農産物に関する情報発信や地産地消・食育の推進を通して、農業者と消費者の関係強化などに努める必要があります。

Ⅱ 関連計画の状況

本計画に関連し、整合性を図るべき計画の状況です。

策定元	計 画	策定期間	内 容
国	食料・農業・農村基本計画	令和2～6年	「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立する計画
県	香川県農業・農村基本計画	令和3～7年	香川県の農業・農村の持続的発展に向けて、魅力ある産業や地域として次世代に継承していくため、「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を基本目標とする計画
市	第7次高松市総合計画	令和6～13年	30年後、50年後の将来を見据えた長期的な展望のもと、目指すべき都市像である「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を実現していくために、基本構想とまちづくり戦略計画で構成する計画
	第3次高松市創造都市推進ビジョン	令和6～13年	「魅力にあふれ、人が輝く創造都市」の基本理念のもと、独創・未来・世界の3つの基本方針を定め、農林水産業も含めた「産業」、「ものづくり」、「観光」、「文化・スポーツ」、「国際交流」などに関する施策を一体的に推進する計画



第3章

本市農業を取り巻く状況

高松市農業振興計画
2024—2031



カーネーション(香南町)



第3章 本市農業を取り巻く状況

I 本市農業の現状と課題

1 地理的概況

本市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央に位置し、北は国立公園の瀬戸内海に面し、南は緩やかなこう配をたどりながら、讃岐山脈に連なって徳島県に接しており、古代条里制が基礎となる四角く整った農地が市内全域に広く分布しています。

気候は、瀬戸内気候区に属し、1年を通して降水量が少なく、日照時間が長いため、麦や柑橘類などの生産に恵まれた条件となっています。(年間平均気温:16.7度、年間降水量:1,150.1mm、年間日照時間:2,046.5時間)

平成17年度には、塩江町・牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町の近隣6町と合併し、市域約375km²、人口約41万人を擁する都市となっています。

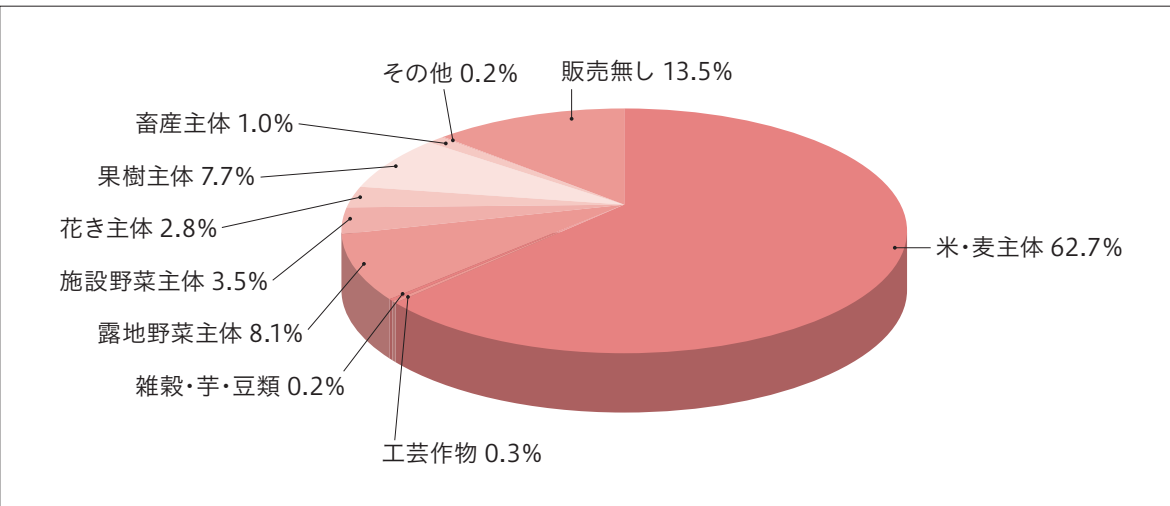
交通網については、市内には高速道路等が整備されており、本州四国連絡橋を活用し、京阪神地域や首都圏等への農畜産物の出荷が行われています。また、高松空港を活用した輸送も可能となっています。

2 農業の現状

本市の農業は、農家数の減少や市街地近郊の都市化・混住化が進行する中、兼業農家の一戸当たりの平均経営耕地面積は52.8aと、香川県の58.7a、全国の99.3a(北海道は除く)と比べて零細な経営となっています。

一方、温暖な気候を利用し、稲作を基幹に、麦や野菜、果樹などを組み合わせた複合経営や施設園芸等の集約型農業と畜産経営が展開され、経営規模の零細性を補う生産性の高い農業が特徴となっています。

●農業経営の類型



資料:農林水産省「2020年農林業センサス」

(1) 農家数

農家数は年々減少し、令和2年は平成12年に対し、56.3%に減少しています。

令和2年の総農家に占める自給的農家の割合は48.8%で、副業的農家と併せると、9割に達しています。また、販売農家において副業的農家が80.8%を占めることから、農家の高齢化が進んでいるとともに、主業外農家が91.4%に上ることから、65歳未満の世代では他産業の従事を主体としながら、農業を行っている農家が多くを占めていることを示しています。

●農家数の推移

	総農家数	販売農家数	主業農家	主業外農家	副業的農家		自給的農家数
					準主業農家		
平成12年	12,599	8,560	739	7,821	1,806	6,015	4,039
平成17年	11,535	7,342	658	6,684	1,404	5,280	4,193
平成22年	9,941	6,112	613	5,499	1,242	4,257	3,829
平成27年	8,682	4,870	404	4,466	712	3,754	3,812
令和2年	7,095	3,632	313	3,319	386	2,933	3,463

資料:農林水産省「2020年農林業センサス」

(注)・販売農家:経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

・主業農家:農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

・準主業農家:農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

・副業的農家:1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)

・自給的農家:経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

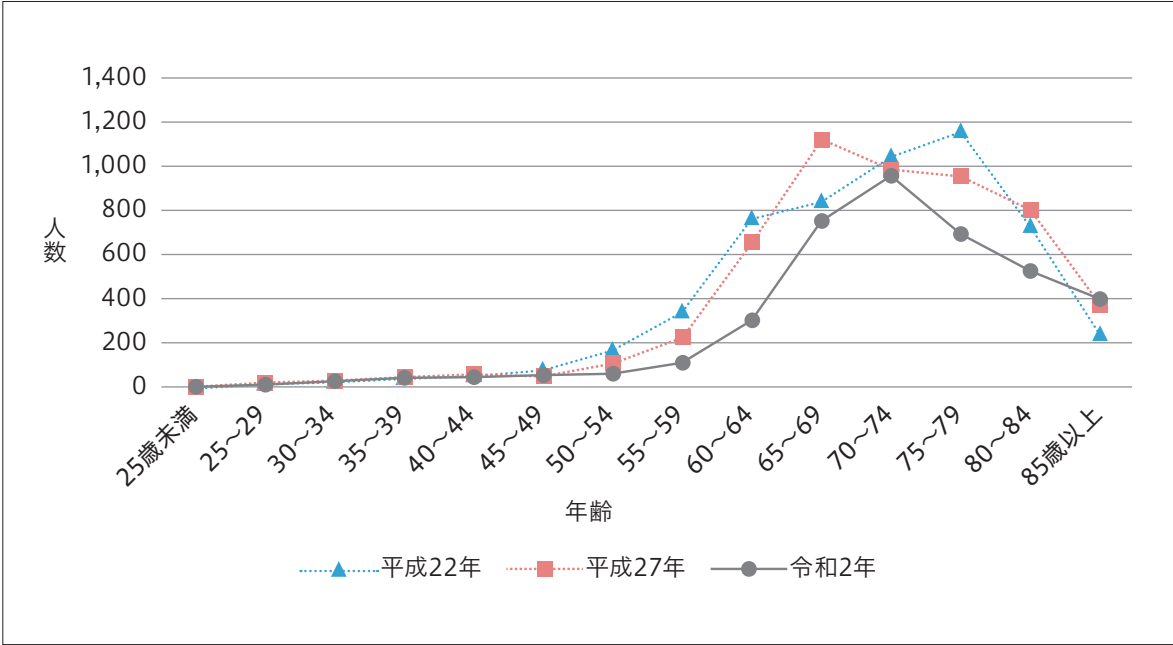


第3章 本市農業を取り巻く状況

(2) 農業者の高齢化

基幹的農業従事者では、一般に生産年齢人口とされる65歳未満の割合は、平成22年の段階で27.3%と非常に低いものでしたが、令和2年では16.9%と更に低くなっており、高齢者依存の従事形態がさらに進行しています。

●年齢別基幹的農業従事者数(分布状況)



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」
(注)基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

(3) 農業経営体の経営規模

農業経営体数は年々減少し、令和2年は平成12年に対し、56.8%減少していますが、経営規模が3ha以上の経営体数は、増加傾向にあり、特に5ha以上の大規模経営体の増加傾向が顕著です。

さらに、農業経営体のうち3ha以上の経営規模の経営体数の割合は3.5%に留まっていますが、面積の割合は31.6%となっています。これは、一定の農業者への農地集積が進んでいることを示しています。

●経営耕地面積規模別農業経営体数

単位：戸

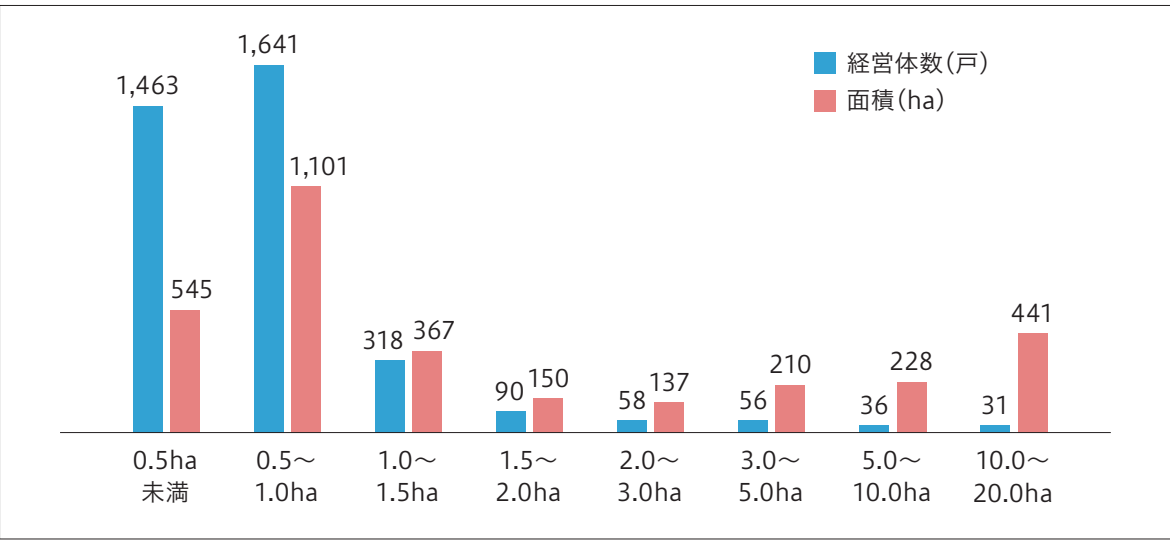
Table with 11 columns: Area (0.5ha未満, 0.5~1.0ha, 1.0~1.5ha, 1.5~2.0ha, 2.0~3.0ha, 3.0~5.0ha, 5.0~10.0ha, 10.0~20.0ha, 20.0ha~, 計) and 5 rows of data for Heisei 12, Heisei 17, Heisei 22, Heisei 27, and Reiwa 2.

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

●経営耕地面積規模別農業経営体数及び面積

Table with 11 columns: Area (0.5ha未満, 0.5~1.0ha, 1.0~1.5ha, 1.5~2.0ha, 2.0~3.0ha, 3.0~5.0ha, 5.0~10.0ha, 10.0~20.0ha, 20.0ha~, 計) and 4 rows of data: Number of households, Area (ha), Number of households (ratio), and Area (ratio).

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」
(注)四捨五入の関係上、計と内訳は一致しない場合があります。



第3章 本市農業を取り巻く状況

(4) 耕地面積及び担い手への集積面積

耕地面積は、年々減少傾向にあり、平成28年からの6年間で623ha減少しています。
一方、同期間において、担い手への集積面積及び集積率は増加しています。

●耕地面積

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
耕地面積	6,150	6,040	5,950	5,850	5,760	5,650	5,527
担い手への集積面積	1,264	1,341	1,375	1,420	1,482	1,592	1,635
担い手への集積率	20.6%	22.2%	23.1%	24.3%	25.7%	28.2%	29.5%

資料：高松市農林水産課調べ

(5) 遊休農地

遊休農地は、農業者の兼業化・高齢化などの要因により、令和2年までは年々増加していましたが、遊休農地再生の取組等により、令和3年からは減少しています。

●遊休農地面積

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
遊休農地面積	574.0	633.5	655.9	671.9	689.8	667.2	645.2

資料：高松市農業委員会調べ



before : 遊休農地再生前



after : 遊休農地再生後

(6) 農業のデジタル化

データを活用した農業を行っている経営体数は、近年、全国的にも増加傾向にあり、全農家に占める構成比では、令和2年からの4年間で9.1%増加するなど、デジタル技術の発展に伴い、農業分野における活用が進んでいることを示しています。
一方、本市においては、全国値を下回り、9.5%となっています。

●データを活用した農業を行っている経営体数①(全国)

	① データを活用した 農業を行っている	② データを活用した 農業を行っていない	③ 計	①/③ 計
令和2年	182.6	893.1	1,075.7	17.0%

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

●データを活用した農業を行っている経営体数②(全国)

	① データを活用した 農業を行っている	② データを活用した 農業を行っていない	③ 計	①/③ 計
令和3年	207.8	823.0	1,030.9	20.2%
令和4年	226.8	748.2	975.1	23.3%
令和5年	242.3	687.0	929.4	26.1%

資料：農林水産省「農業構造動態調査」

(注)四捨五入の関係上、計と内訳は一致しない場合があります。

●データを活用した農業を行っている経営体数(県・市)

	① データを活用した 農業を行っている	② データを活用した 農業を行っていない	③ 計	①/③ 計
香川県	1,769	14,690	16,459	10.7%
高松市	352	3,348	3,700	9.5%

資料：香川県「2020年農林業センサス」



第3章 本市農業を取り巻く状況

Ⅱ 農畜産物の生産状況

本市では、稲作を基幹に、麦や野菜、果樹などを組み合わせた複合経営や施設園芸等の集約型農業と畜産経営が行われています。

主な作物等の生産状況と農業産出額は、次のとおりです。

1 生産状況

(1) 水稻

水稻は、本市の基幹作物として、平野部を中心に市内全域で栽培されています。

主食用米は、需給の均衡を図るため、計画的生産に取り組んでいるほか、飼料用米やWCS用稲などの非主食用米への転換など、需要に応じた米づくりを推進しています。

また、省力化・低コスト化を図るため、高性能機械の導入や農地集積等を推進しています。

(2) 麦

麦は、讃岐の食文化には欠かせない「さぬきうどん」の原料となる小麦「さぬきの夢」や、麦味噌等の原料となるはだか麦が、平野部で多く栽培されています。

国の経営所得安定対策として、水田活用の直接支払交付金が交付されるほか、水稻との二毛作による水田の有効活用などにより、麦類の作付面積は増加傾向にあります。

(3) 大豆

大豆は、水田の有効活用を行う上で、主要作物の一つに位置付けていますが、農作業の機械化が進んでおらず、栽培に手間がかかるため、栽培面積、生産量ともに伸び悩んでいます。

一方、黒大豆については、経営所得安定対策における地域農業再生協議会独自の加算措置や、酒造会社・高松市農産物ごじまん品推進協議会との連携により開発した、黒大豆焼酎「讃州黒(さんしゅうくろ)」の普及活動などにより、生産拡大、販売強化を図っています。

(4) 野菜

野菜は、施設野菜では、イチゴ、トマト、アスパラガス等、露地野菜では、ブロッコリー、ナバナ、ニンニク、青ネギ、キュウリ、ナス、オクラ、スイートコーン等を主として、多様な品目の生産が行われています。

これらの品目を中心に、省力化・低コスト化を図るため、省力機械施設の導入や、栽培体系の確立の取組による安定生産と品質向上を推進して産地形成を図っており、県では「さぬき讃ベジタブル」としてPRするなど、品質の高さや、品目の多様性・特殊性を特徴に、販路拡大や認知度向上に努めています。

(5) 果樹

果樹は、日照時間が長く温暖な気候を利用し、特に、果樹栽培が盛んな高松市西部地域では、傾斜地などを活用し、温州みかん、中晩柑、温室みかん、ビワ、ブドウ、キウイフルーツ、イチジクなど、香川・香南地域では、丘陵地などを活用し、キウイフルーツ、カキ等の生産が行われています。

また、県推奨の「さぬき讃フルーツ」を中心に作付や改植が進められており、高い品質をPRし、販売強化を図るとともに、認知度向上や需要拡大に努めています。

(6) 花き

花きは、カーネーション、菊、ラナンキュラスを中心に、切り花だけでなく、枝物、鉢花等の多様な品目が栽培されており、省力栽培技術の確立や病虫害防除施設、省エネルギー設備等の整備を推進しています。

また、花のトレンドが大きく変わる中、生産現場では新たな品目や品種の積極的な導入が進んでおり、県オリジナル品種を中心に、「さぬき讃フラワー」として販売し、日持ちや豊富なカラーバリエーションなどをPRし、販売強化を図っています。

(7) 畜産

畜産は、郊外などで肉用牛生産、酪農、養鶏などが行われており、優良家畜の生産、伝染病予防、家畜排せつ物の活用などを推進しています。輸入畜産物の増加、高齢化の進展、混住化による環境の変化等により飼養戸数・頭羽数は減少しているものの、経営の集約化・大規模化が進んでおり、1戸当たりの飼養頭羽数は増加しています。

近年の国際情勢による飼料価格の高騰に対し、市内における飼料用米や飼料作物の生産拡大等による耕畜連携を推進しています。

(8) 盆栽

盆栽は、日本一の松盆栽の産地である鬼無・国分寺地区を中心に生産され、平成23年のASPACアジア太平洋盆栽水石高松大会、平成26年の高松盆栽大会の開催等を経て、「高松盆栽」としての認知度は国内外で向上し、産地を訪れる外国人バイヤーが増加しています。

このような中、令和2年にオープンした拠点施設「高松盆栽の郷」を中心に、盆栽の文化や魅力を伝えるための情報発信・PR活動により、国内需要の創出を推進するとともに、海外輸出の強化に取り組んでいます。



第3章 本市農業を取り巻く状況

2 農業産出額

本市の農業産出額については、平成28年に108億円でしたが、令和3年には117億円となっています。

また、全国上位に位置する主要な品目は次のとおりです。

● 農業産出額推移

単位：千万円

	農業産出額
平成28年	1,084
平成29年	1,002
平成30年	1,006
令和元年	1,223
令和2年	1,251
令和3年	1,168

資料：農林水産省「平成28年～令和3年市町村別農業産出額（推計）」

● 令和3年農業産出額

産出額 単位：千万円

市町村別農業産出額		
区分	産出額	全国順位
米	205	169
麦類	6	168
豆類	1	485
野菜	313	164
果実	138	147
花き	82	77
畜産	392	242

資料：農林水産省「令和3年市町村別農業産出額（推計）」（範囲 全国1,718市町村）

全国上位に位置する主要な品目		
品目	産出額	全国順位
はだか麦	1	29
ブロッコリー	59	19
キュウリ	33	65
イチゴ	68	62
ビワ	13	3
キウイフルーツ	12	14





第3章 本市農業を取り巻く状況

Ⅲ 農政へのニーズ

1 農業者・消費者意向調査結果

本市が行った農業者意向調査において、「農業振興に必要な対策」について、農業生産の基盤づくりに関する項目が上位となっています。

また、市民や消費者団体等に対して、本市が行った消費者意向調査において、「高松市農業の役割」については、安心・安全な農産物の提供や地産地消の推進、農産物の安定供給など、食糧供給の機能・役割に関する高いニーズが示されています。

●農業者意向調査結果

(令和5年1月実地)

Q あなたの世帯は今後、農業を振興するために、行政がどんな対策を行うことが必要だと思いますか。		
順位	項目	割合
1	補助事業や融資に対する支援	9.1%
2	農業生産基盤の整備促進	9.0%
3	農作業の作業支援の対策	8.2%
4	農地のあっせん体制の整備	8.2%
5	荒廃農地の解消対策	8.0%

資料：高松市農林水産課「農業者意向調査」

●消費者意向調査結果

(令和5年1月実地)

Q あなたは「高松市の農業」に対して、どのようなことが重要だと思いますか。		
順位	項目	割合
1	新鮮で安心・安全な農産物の提供	27.2%
2	地産地消の推進	25.5%
3	安定した農作物の提供	14.3%
4	地域の重要な産業としての維持・発展	9.0%
5	減農薬・有機栽培などの環境に配慮した農業の推進	7.4%

資料：高松市農林水産課「消費者意向調査」

2 令和4年度施策に対する市民満足度調査結果

本市が調査した令和4年度施策に対する市民満足度において、60項目の施策中、「農林水産業の振興」は第38位(満足度22.8%)、「特産品の育成・振興とブランド力の向上」は第18位(29.1%)となっています。

また、移住就農や地方での農業体験を推進する「移住・交流の促進」に対する満足度は低い状況となっています。

施策に対する重要度については、「農林水産業の振興」は第29位(重要度67.6%)、「特産品の育成・振興とブランド力の向上」は第31位(67.1%)となっています。

●施策に対する満足度調査結果

(令和5年1月実地)

順位	施策	満足度
1	消防・救急の充実強化	55.0%
2	水の安定供給	48.0%
3	医療体制の充実	44.6%
	⋮	
18	特産品の育成・振興とブランド力の向上	29.1%
	⋮	
38	農林水産業の振興	22.8%
	⋮	
60	移住・交流の促進	14.5%

資料：高松市政策課「市民等意識調査」

●施策に対する重要度調査結果

(令和5年1月実地)

順位	施策	重要度
1	医療体制の充実	83.8%
2	水の安定供給	82.3%
3	子どもの安全確保	82.1%
	⋮	
29	農林水産業の振興	67.6%
	⋮	
31	特産品の育成・振興とブランド力の向上	67.1%
	⋮	
60	離島の振興	43.7%

資料：高松市政策課「市民等意識調査」



レモン(鬼無町)

第4章

農政の基本方針

高松市農業振興計画
2024—2031





第4章 農政の基本方針

I 本市農業の目指すべき姿

第3次高松市創造都市推進ビジョンにおいて、本市が掲げる「魅力にあふれ、人が輝く創造都市」の基本理念のもと、農業・農村の持続的な発展に向け、農業を高松らしい創造性豊かな魅力ある産業として次世代に継承させるため、本市農業の目指すべき姿は次のとおりとします。

創造性豊かで持続可能な農業

本市では、現在、農家数の減少や農業従事者の高齢化、遊休農地の増加等の課題が山積する中、認定農業者や認定新規就農者を主とした担い手の確保・育成や生産基盤の整備など、持続可能な農業の実現に向け、各種施策に取り組んでいます。

今後は、更なる人口減少や超高齢社会の進行に伴う労働力不足に、適切な対応が求められ、本市農業を次世代に継承していくためには、農業・農村地域の持つ機能の維持を図るとともに、農業人材の在り方を見直し、独創的な思考によって農村資源の保全と活用を促進し、農業振興を持続的に発展していく必要があります。

また、農業は、地域の食を支える重要な産業であるとともに、その生産活動により、国土保全や水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承、地域社会の形成維持など、多面的な機能を有しており、市民の日常生活を豊かにしています。

このため、本市においては、次世代へと繋がる、創造性豊かで持続可能な農業を育成し、市民と共生する農業を展開します。

II 農業振興の基本方針

本市農業の目指すべき姿「創造性豊かで持続可能な農業」の実現に向けて、次のとおり4つの基本方針をもとに施策を展開します。

1 人づくり（農業を担う者の確保・育成）

主となる担い手農業者の確保・育成とともに、農業生産活動を下支えする多様な農業人材の確保・育成を推進し、次世代へ繋げるための安定的かつ持続的な農業経営を推進します。

2 ものづくり（生産振興と販売促進）

高松の伝統的特産品である「高松盆栽」の振興や「高松産ごじまん品」の育成を推進するとともに、県オリジナル品種等の農産物の産地育成や販売促進に取り組みます。

3 基盤づくり（生産基盤の整備）

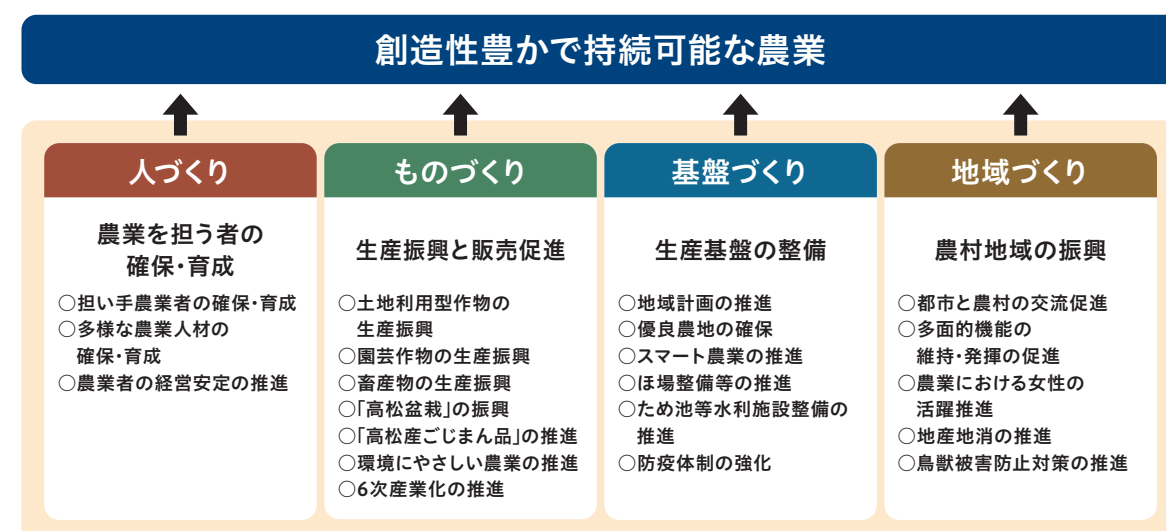
地域における農地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」の推進に取り組むとともに、遊休農地の解消やスマート農業の導入推進、ほ場整備等の農業生産基盤の整備を推進します。

4 地域づくり（農村地域の振興）

農村地域の振興のため、都市と農村の交流や女性の活躍を促進するとともに、地域の食を支える観点から、食育・地産地消を推進します。

また、農村地域の保全・管理として、多面的機能の維持・発揮や鳥獣被害防止対策を推進します。

農業振興の基本方針





第5章

農業施策の展開

高松市農業振興計画
2024—2031

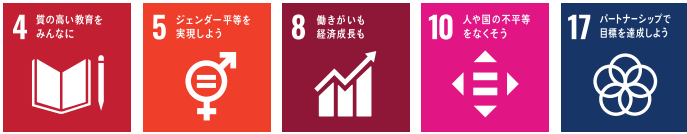


酪農(香南町)



第5章 農業施策の展開

I 人づくり(農業を担う者の確保・育成)



●成果指標

施策	項目	現状 (令和4年)	目標 (令和9年)	目標 (令和13年)
1 担い手農業者の確保・育成	認定新規就農者数	84経営体 (延べ)	120経営体 (延べ)	150経営体 (延べ)
	認定農業者数	326経営体	335経営体	350経営体
2 多様な農業人材の確保・育成	「地域計画」の参画者数 (主要な担い手を除く数 注1)	37経営体	70経営体	100経営体
3 農業者の経営安定の推進	収入保険加入者数	240件	390件	465件

(注1)本市が策定する「地域計画」において、主要な担い手経営体(認定農業者・認定新規就農者・集落営農法人)を除く参画者数を対象とします。

具体的な取組内容

施策1 担い手農業者の確保・育成

- (1) 認定新規就農者の確保・育成
- 高松市農業経営基盤強化促進基本構想(以下「基本構想」という。)に基づき、新たに農業経営を始めようとする青年等の確保・育成を図るため、関係機関と連携して、就農相談会を開催するなど、各種制度の周知・活用に努めるとともに、青年等就農計画の作成支援や達成に向けた指導・助言などを実施します。
- また、就農後の農業経営確立に向け、運転資金や農業機械導入支援、経営課題の状況把握や対応策の助言などのフォローアップに努めます。
- (2) 認定農業者の確保・育成
- 基本構想に基づき、地域農業を担う認定農業者の確保・育成を図るため、関係機関と連携して、各種制度の周知・活用に努めるとともに、農業経営改善計画の作成支援や達成状況に対するフォローアップなどにより、効率的かつ安定的な農業経営への発展を支援します。
- (3) 集落営農組織の確保・育成
- 地域農業を担う集落営農組織の設立、発展及び法人化を推進するとともに、組織員の高齢化や後継者不足に対する支援を推進します。
- (4) 企業の農業への参入促進
- 農業参入を目指す企業に対し、農業技術の修得や農業経営等に関する情報提供を行い、農業参入を促進します。



高松市就農ガイドブック



認定農業者の農業経営改善計画作成相談会



第5章 農業施策の展開

施策2 多様な農業人材の確保・育成

(1) 副業的農業経営体等の確保・育成(半農半X・定年帰農者・Uターン等)

半農半Xや定年帰農者等を多様な農業人材として捉え、就農相談等支援体制を整備し、市内外から農業経営に意欲的な人材の確保・育成を推進します。

(2) 農業支援グループ等の確保・育成(農福連携・援農ボランティア・小規模集落営農)

地域農業を下支えする農福連携に関する仕組みづくりに努めるとともに、農業支援グループ等に対し、グループの組織化や共同利用する農業機械施設の整備、農作業受委託等を推進します。



大都市圏で開催される移住就農イベントへの出展



農福連携推進ワーキンググループ



農福連携による農産物生産現場



農業支援グループ設立総会

施策3 農業者の経営安定の推進

(1) 収入保険制度等の推進

農業経営の安定化を図るため、収入保険制度等の農業保険の加入を促進し、自然災害などによる収量減少や価格低下等のリスク対策の普及に努めます。

(2) 安全な農作業の取組(GAPの推進)

農業者の高齢化や農業機械の高度化・大型化に伴い、農作業の安全に係るリスクが高まっているため、農業者の労働安全の確保や意識向上のための啓発活動に取り組むとともに、GAP(農業生産工程管理)等の取組を支援するなど、安全な農作業の取組を推進します。

(3) 家族経営協定の締結の推進

家族経営における役割分担、就業条件等を明確化し、家族内の農業従事者が働きやすい環境づくりを整備するため、家族経営協定の締結を推進します。

(4) 農業者グループ活動の促進

農業者間等において、知識や技術を相互に学ぶ相互研鑽の場を創出し、直面する地域課題を共有するとともに、地域における人脈づくりなどに資することを目的として認定農業者、農業後継者及び女性農業者等の農業者団体の活動を支援します。



生活研究グループの活動



第5章 農業施策の展開

Ⅱ ものづくり（生産振興と販売促進）



●成果指標

項目	現状 (令和3年)	目標 (令和9年)	目標 (令和13年)
市内農業産出額 (注1)	117億円	126億円	132億円

施策	項目	現状 (令和4年)	目標 (令和9年)	目標 (令和13年)
1 土地利用型作物の 生産振興	麦作付面積	729ha	780ha	830ha
2 園芸作物の 生産振興	市内販売金額 (野菜・果実)	21億円	22億円	23億円
3 畜産物の 生産振興	飼料作物の 作付面積	108ha	119ha	130ha
	1戸当たりの 乳用牛飼養頭数	123頭	130頭	136頭
	1戸当たりの 肉用牛飼養頭数	159頭	167頭	175頭
4 「高松盆栽」の 振興	「高松盆栽の郷」 売上金額	4,192万円	8,000万円	10,000万円
5 「高松産ごじまん 品」の推進	「高松産ごじまん品」 ホームページ閲覧数	34,531件	38,000件	41,000件
6 環境にやさしい 農業の推進	環境にやさしい農業の 取組面積(注2)	6.8ha	9.0ha	10.5ha

(注1) 市内農業産出額の現状は、農林水産省が公表する令和3年の実績値であり、数値管理については毎年1年遅れとなります。
(注2) 市内における環境保全型農業直接支払交付金の対象面積とします。

具体的な取組内容

施策1 土地利用型作物の生産振興

(1) 経営所得安定対策の推進(水田農業の振興)
地域の水田の有効活用及び作物の生産振興のため、国の経営所得安定対策への取組を推進し、高松市地域農業再生協議会の「水田収益力強化ビジョン」に基づき、水田農業の振興を図ります。

(2) 「水稻」・「麦」・「大豆」の生産振興
「水稻」:主食用米の作付が減少する中、生産・販売体制の強化などにより、計画的生産を推進するとともに、飼料用米や輸出用米等の多様な稲作の推進を通じ、需要に応じた米づくりを支援します。



小麦「さぬきの夢」の栽培

「麦」:小麦「さぬきの夢」やはだか麦などの麦類については、水田の有効活用を図るため、米麦二毛作などを推進し、生産拡大を図るとともに、「さぬきうどん」の原料など、製粉・精麦の需要に応じた、より一層の品質向上を推進します。

「大豆」:栽培技術の普及や機械化等による生産性向上を図り、生産拡大を推進します。

(3) 経営規模の拡大と生産コストの低減
農地の集積・集約化の促進や高性能機械の導入支援等により、経営規模の拡大や生産コストの低減を図ります。



飼料作物の栽培(WCS用稲)

(4) 耕畜連携の推進(飼料作物の生産振興)
国産飼料基盤を強化するため、飼料作物の生産拡大を推進し、地域の耕種農家と畜産農家とのマッチングを支援するとともに、需要に応じた計画的生産や取組面積の拡大を図ります。



飼料作物の栽培(デントコーン)

施策2 園芸作物の生産振興

(1) 「野菜」・「果樹」・「花き」の生産振興
「野菜」:新規就農者や高齢者なども比較的取り組みやすい「アスパラガス」や、設備投資の少ない露地野菜「ブロッコリー」、「ナバナ」、「ニンニク」等の生産拡大を推進します。
「果樹」:県オリジナル品種などの「さぬき讃フルーツ」やビワ、イチジク等を中心に消費者ニーズに即した品目・品種の安定生産と品質向上を推進するとともに、新品種や有望品種への更新により、消費者に選ばれる産地づくりを推進します。

「花き」:市場や消費者からの評価が高い「カーネーション」、「菊」、「ラナンキュラス」等の生産拡大を推進するとともに、多様化するニーズに対応するため、新品種の導入や栽培技術の向上を推進します。

第5章 農業施策の展開



(2) 低コスト生産への取組

低コスト化・省力化による栽培体系の確立を図るため、必要な施設・機械などの導入支援や、集出荷貯蔵施設などの共同利用施設の整備を促進するとともに、農作業支援体制の構築を支援します。

(3) 品質の向上と販売促進

県オリジナル品種等の消費者ニーズに即した農作物の生産拡大、品質の向上を図るため、関係機関と連携して、栽培技術の普及・啓発を推進します。

また、消費者や市場等に対する販売促進の強化を支援し、選ばれる産地の確立を目指します。



冊子「高松の野菜と果物」

施策3 畜産物の生産振興

(1) 家畜排せつ物の活用による耕畜連携の推進

環境に配慮した畜産経営を推進するため、家畜排せつ物由来堆肥の有効利用を促進します。

(2) 地域ぐるみの取組の推進

地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するため、畜産農家をはじめ、地域における関連産業等の関係者との連携体制づくりを推進します。

(3) 品質の向上と販売促進

畜産物の品質の向上と販売促進のため、「オリーブ牛」をはじめとした肉牛及び生乳の生産拡大に向けた、優良子牛の生産・導入や伝染病予防対策等を支援します。



畜産共進会の開催

施策4 「高松盆栽」の振興

(1) 「高松盆栽」の生産振興とブランド化の推進

「高松盆栽の郷」基本構想に基づき、盆栽の生産振興に取り組むとともに、国内外に向けたPRイベントの開催、情報発信及び後継者育成などを支援することで、「高松盆栽の郷」を拠点とした産地そのもののブランド化を推進します。



高松盆栽拠点施設「高松盆栽の郷」

(2) 新たな海外販路の開拓を含む販売経路の拡大

関係機関と連携して、盆栽の文化や魅力を伝えるための情報発信、PR活動等により、国内需要の拡大を図るとともに、海外バイヤーと産地とのマッチングや植物防疫に対応するための輸出基盤の強化等を支援し、新たな海外販路の開拓を促進します。

施策5 「高松産ごじまん品」の推進

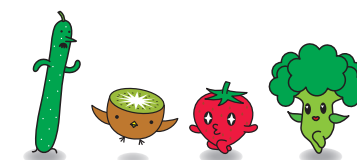
(1) 魅力ある特産品の育成

「高松産ごじまん品」を中心とした地場産農産物のPR活動や、食品関係事業者との連携等による加工品の開発を促進するほか、関係機関と連携し、消費者ニーズに対応した魅力ある特産品の育成に取り組みます。

(2) 付加価値の高い農畜産物の生産

「さぬきの夢」、「さぬき讃フルーツ」、「オリーブ牛」などのブランド農産物の生産拡大や国産志向の高まり等に伴う消費者・実需者ニーズに対応した付加価値の高い農畜産物の生産を推進します。

また、「高松産ごじまん品」キャラクターを使用した出荷資材の作成等を支援し、付加価値を高めた販売促進等を図ります。



「高松産ごじまん品」キャラクターを表示した商品

施策6 環境にやさしい農業の推進

(1) 環境に配慮した農業の推進

香川県みどりの食料システム基本計画に基づく、環境負荷を低減する事業活動に対する支援や、農業におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組など、持続性が高く、環境に配慮した農業を推進します。

(2) 環境保全型農業直接支払の実施

有機農業などの自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援します。

施策7 6次産業化の推進

(1) 6次産業化及び農商工連携の推進

農業者等が自ら生産する農産物等の加工、輸出、消費者への直接販売、直売所の設置や農家レストランなど、新たな商品開発・販路開拓等に取り組む6次産業化を推進するとともに、商工業者等と連携した取組を行う農商工連携を推進します。



第5章 農業施策の展開

Ⅲ 基盤づくり(生産基盤の整備)



●成果指標

施策	項目	現状 (令和4年)	目標 (令和9年)	目標 (令和13年)
1「地域計画」の推進	「地域計画」の参画者数 (全参画者数 注1)	259経営体	310経営体	360経営体
2 優良農地の確保	担い手への農地集積率	29.5%	35.0%	40.0%
3 スマート農業の推進	スマート農業導入経営体数(注2)	21経営体 (延べ)	41経営体 (延べ)	57経営体 (延べ)

(注1) 本市が策定する「地域計画」において、主要な担い手経営体(認定農業者・認定新規就農者・集落営農法人)も含む全参画者数を対象とします。
(注2) スマート農業導入経営体数とは、本市が取り組む事業及び普及活動によるものを示します。

具体的な取組内容

施策1 「地域計画」の推進

(1) 「地域計画」の策定・推進
農地機構等の関係機関と連携し、市内で策定されている「人・農地プラン」を基礎とした「地域計画」を策定し、農業を担う者の確保・育成を図るとともに、農地の集積・集約化を進めるなど、「地域計画」の実現に向けた取組を支援します。

(2) 農地集積・集約化の推進

「地域計画」を実現するため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保するとともに、農地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農地機構等の関係機関と連携し、農地の集積・集約化を推進します。



地域における農地の話し合いの場

施策2 優良農地の確保

(1) 農業振興地域制度の推進

農地の効率的な利用を促進するため、農業振興地域制度を適確に運用し、「高松農業振興地域整備計画」に基づく農地の適正管理に努め、優良農地の確保を図ります。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

補助事業等を活用し、農地の維持管理及び遊休農地の再生利用を図るなど、農業委員会や関係団体と連携し、地域の実情に応じた農地の有効活用を図ることにより、遊休農地の発生防止と解消に努めます。

施策3 スマート農業の推進

(1) スマート農業の普及啓発

本市の農業の実情に即した、実装可能なスマート農業の導入について検討するとともに、関係機関と連携し、農業者への普及活動を推進します。

(2) スマート農業の導入支援

農業の生産性向上を目指し、農作業の省力化や農作物の高品質化を図ることを目的とした、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用するスマート農業の導入を支援します。



病害虫発生予察システム



水稻水位センサー



第5章 農業施策の展開

施策4 ほ場整備等の推進

(1) ほ場整備の推進

効率的な農業経営の確立を目的として、農作業の効率化や大型農業機械の活用を図るため、ほ場整備を支援します。

(2) 換地計画に伴う農地集積・集約化の推進

ほ場整備地区における換地計画に当たっては、農地中間管理事業と一体となった、担い手等への農地集積・集約化を支援します。

(3) 農道整備の推進

地域の実情に応じた農道の新設、改良、舗装を支援します。



ほ場整備

施策5 ため池等水利施設整備の推進

(1) ため池の改修及び防災・減災機能の強化

ため池を取り巻く自然的、社会的状況の変化への対応や、農業用水の安定供給を行うため、ため池の改修を支援するとともに、地震・集中豪雨等による災害の防止を目的とし、防災・減災対策を推進・支援します。

(2) 農業用排水路整備の推進

農業用水の効率的利用と管理の省力化を図るため、地域の状況に応じた農業用排水路の整備や農業用水のパイプライン化等を支援します。



ため池の改修

施策6 防疫体制の強化

(1) 家畜伝染病防疫体制の強化

「高松市家畜法定伝染病防疫マニュアル」等に基づき、県及び関係機関と連携し、発生予防、必要資材の整備・備蓄や実効性のある防疫演習を行うなど、防疫体制の強化を図るとともに、発生時には迅速かつ的確な防疫対応を実施します。



家畜伝染病に対する防疫演習



第5章 農業施策の展開

Ⅳ 地域づくり(農村地域の振興)



●成果指標

施策	項目	現状 (令和4年)	目標 (令和9年)	目標 (令和13年)
1 都市と農村の 交流促進	グリーン・ツーリズム 年間入込客数	16.1万人	17.0万人	17.5万人
2 多面的機能の 発揮の維持・促進	多面的機能の維持・ 発揮活動を行う 取組面積(注1)	2,434ha	2,535ha	2,555ha
	中山間地域の維持・ 発揮活動を行う 取組面積(注2)	278ha	300ha	320ha
3 農業における 女性の活躍促進	農業士及び青年農業士 における女性人数	3人	4人	5人
4 地産地消の 推進	地元の食材を意識して 購入している割合(注3)	31%	40%	50%
5 鳥獣被害防止 対策の推進	鳥獣による被害金額 (注4)	2,051万円	1,965万円	1,866万円

(注1)本市における多面的機能支払交付金の対象面積とします。
(注2)本市における中山間地域等直接支払交付金の対象面積とします。
(注3)本市が実施する消費者向け調査の結果を適用します。
(注4)イノシシ・アライグマ・サル・カラスによる被害金額の積算とします。

具体的な取組内容

施策1 都市と農村の交流促進

- (1) 農業体験活動等の推進
- 市民農園の利用促進や農業体験活動等を推進するとともに、香南アグリームでの農産物の収穫体験や料理体験等の活動を促進します。
- また、香南アグリームなどの農業体験施設等の適正な維持管理に努めます。
- (2) グリーン・ツーリズムの推進
- 高松市グリーン・ツーリズム推進協議会の活動を支援するほか、かがわグリーン・ツーリズム推進協議会等と連携し、体験モデル企画の実施やパンフレットの作成、情報発信を推進するとともに、大都市圏と農村地域の交流の場を提供し、関係人口の創出に努めます。



農業体験交流施設「香南アグリーム」

施策2 多面的機能の維持・発揮の促進

- (1) 多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動への支援
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源であるため池・水路・農道等の適切な保全管理を推進します。
- (2) 中山間地域等直接支払の実施
- 中山間地域等の農業生産条件の不利地域に対して、農業生産コストや生産活動を支援します。

施策3 農業における女性の活躍促進

- (1) 地域の女性農業者リーダーの育成
- 女性農業者の農業経営への参画を促進するため、農業士や農業委員への女性登用など、地域をリードする女性農業者を育成するとともに、地域の他の女性農業者等との連携強化や意識の向上を促進します。
- (2) 女性グループ活動の促進
- 女性農業者等により組織されたグループ活動を促進するとともに、女性特有の視点と能力を活かした地場産農産物の加工販売、PR等を支援し、地域での活躍の場を広げます。

第5章 農業施策の展開

施策4 地産地消の推進

(1) 食育講座、料理講座等の開催

農業と食に対する理解を促進するため、地場産農産物を活用した食育講座、料理講座等を開催します。

また、生産者と消費者の交流促進、讃岐の郷土料理の伝達、地場産農産物の認知度の向上、地産地消と食育の推進を目的として「たかまつ食と農のフェスタ」を開催します。

(2) 伝統的食文化の普及促進

地域の特色ある食材や、伝統的な食文化の継承を図るため、これらに関する知識等の普及啓発を促進します。

(3) 地場産農産物の普及促進

高松市農産物ごじまん品推進協議会などの関係機関と連携し、地産地消に関する情報や価格転嫁の必要性などの情報発信を行うとともに、市内量販店等においてイベントを開催するなど、地場産農産物の普及促進や食料自給率の向上に努めます。

(4) 学校給食における地場産農産物の利用拡大

学校給食に地場産農産物を使用することで、地産地消や食育につなげるとともに、児童及び生徒のシビックプライドの醸成を図ります。

また、「高松産ごじまん品」を中心とした学校給食における食材利用の増加を促進するなど、地場産農産物をPRし、本市農畜産業の活性化を図ります。



「たかまつ食と農のフェスタ」の開催



地域食材を使用したおせち料理



「高松ごじまんフェア」の開催



学校給食への「高松産ごじまん品」の食材提供



映像「知ろう！食べよう！高松ごじまん給食」

施策5 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 防護柵等被害防止対策の促進

山林と隣接する農地において、イノシシ等の野生鳥獣による被害が見受けられる地域に対し、地域が主体となり、積極的な防護柵等の設置や維持管理を行うなど、被害防止に努めます。

(2) 有害鳥獣の捕獲体制の確立

「高松市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、アライグマ、サル、カラス等による農作物等の被害防止対策を推進するとともに、関係機関と連携し、効果的かつ効率的な捕獲に努めます。

(3) 環境整備の促進

野生鳥獣による被害を防止するため、地域ぐるみで耕作放棄地の解消や作物残渣の放置などを防止し、地域に寄せ付けない環境整備を促進します。



防護柵の整備



パンフレット「イノシシにおそわれないための3原則」



参考資料

高松市農業振興計画
2024—2031





高松市農業基本対策審議会設置条例

(昭和36年10月2日条例第35号)

(設置)

第1条 市農業の基本対策に関する重要事項を審議するため、高松市農業基本対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 農業所得に関する事項
- (2) 農業生産対策に関する事項
- (3) 農業構造対策に関する事項
- (4) その他農業基本対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 高松市農業委員会委員
- (2) 高松市を区域とする農業団体の役職員
- (3) 学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第1号及び第2号に掲げる身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

3 委員は再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長・副会長を置き委員の互選によって、これを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査及び審議するため、専門委員を置く。

2 専門委員は、農業に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(部会)

第8条 審議会にその専門の事項を審議するため、次の部会を置く。

- (1) 農業所得対策部会
- (2) 農業生産対策部会
- (3) 農業構造対策部会

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会を召集し、その会議の議長となる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年7月14日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。



高松市農業基本対策審議会委員等名簿

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等
会長職務代理者 副会長	吉村 理恵	高松市生活研究グループ連絡協議会 会長
委 員	三笠 輝彦	高松市農業委員会 会長
	溝淵 哲也	高松市農業振興協議会 副会長
	山田 勉則	高松市土地改良区連合会 会長
	和田 ちよみ	香川県農業協同組合中央地区女性部 部長
	間嶋 るみ子	高松市食生活改善推進協議会 会長
	橋田 行子	高松市消費者団体連絡協議会 会長
	大西 千明	公募委員
	荒川 鉦章	公募委員
	武藤 幸雄	香川大学農学部 准教授
専門委員	吉田 清志	高松市認定農業者連絡協議会 副会長
	西村 智文	香川県集落営農法人等協議会 会長
	中西 陽一	農事組合法人香川県鬼無植木盆栽センター 組合長理事
	東原 克彦	高松青果株式会社 取締役営業部長
	山下 俊樹	香川県農業協同組合東讃営農センター センター長
	井上 尊通	香川県農業協同組合東讃畜産振興センター センター長
	松浦 裕之	香川県農業共済組合高松支所 支所長
	十河 土志夫	公益財団法人香川県農地機構 専務理事
	太田 健司	一般社団法人香川県農業会議 業務課長
	木村 英生	香川県東讃土地改良事務所 所長
	北濱 郁雄	香川県東讃農業改良普及センター 所長

令和6年3月現在

用語集

あ 行

おいでまい	県農業試験場が育成した水稻品種。夏の暑さに強く、品質・食味に優れ、平成25年産は日本穀物検定協会が実施した「米の食味ランキング」において四国で初めて「特A」評価を獲得。以後、通算5回の「特A」評価を獲得している。
オリーブ牛	オリーブ果実を原料とするオリーブ飼料を一定期間給与し、生産した「讃岐牛(さぬきうし)」。

か 行

家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
基幹的農業従事者	農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、普段の仕事として主に農業に従事している者のこと。
グリーン・ツーリズム	農山漁村で、農林漁業の体験やその地域の自然や文化に触れながら、地元の人々との交流を楽しむこと。
経営所得安定対策	国の制度の1つで、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策を実施するもの。また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金がある。
耕地面積	毎年、全国の田耕地及び畑耕地を対象として実施する農林水産省の作物統計調査における耕地として利用されている農地の面積。

さ 行

さぬき讃フラワー	香川県で生産される高品質な花きの総称。
さぬき讃フルーツ	県オリジナル品種を中心とした果物で、県が認定した生産者が栽培し、糖度など一定の品質基準を満たしたもの。
さぬき讃ベジタブル	香川県産野菜イメージアップ計画を作成し、かがわ農産物流通消費推進協議会の認定を受けた生産者が旬や品質等にこだわって作った県産野菜。
さぬきの夢	県農業試験場が開発した、さぬきうどん用の小麦品種の総称。平成12年に「さぬきの夢2000」、平成21年には後継品種の「さぬきの夢2009」が開発され、平成25年産から全面「さぬきの夢2009」が栽培されている。
集落営農	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農業者が農業生産を共同して行う営農活動のこと。
食育	一般的には、食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。



さ 行

新規就農	新たに農業に従事若しくは農業法人等に雇用された者で、年間農業従事日数が150日以上(見込みの者も含む)の者。
スマート農業	農業の自動化や省力化、農産物の高品質化や生産性の向上を目的として、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用する農業のこと。

た 行

高松産ごじまん品	高松市内で生産されている農産物のうち、以下のいずれかの要件に該当する品目。 (①地域性豊かな品目、②生産量が安定している品目、③これから推進する品目)
高松盆栽	高松の盆栽職人が生産又は管理する盆栽のこと。
多面的機能	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農山漁村で行われる農林水産業の営みにより生じる様々な機能のこと。
地域計画	地域での話し合いを踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関して、市町が定める計画。
地産地消	「地域生産、地域消費」を短くした言葉で、「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味。
中山間地域	傾斜地や森林が多く、まとまった平坦な農地が少ないなど、農業上の諸条件が平地に比べて不利な地域のこと。
WCS用稲	子実及び茎葉を同時に収穫し、乳酸菌発酵させ、飼料(ホールクロップ・サイレージ(WCS))として家畜に給与する目的で栽培する稲。

な 行

認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が5年後を目標として農業経営の基礎を確立するための内容を記載した青年等就農計画を作成し、これを市町から認定を受けた農業者。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標として経営規模の拡大や生産方法・経営管理の合理化などを記載した農業経営改善計画を作成し、これを市町から認定を受けた農業者。
農商工連携	農林水産業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。
農地中間管理事業	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地の利用の効率化・高度化の促進を図ることを目的とする法人として、知事の指定により都道府県に一つ設置される農地中間管理機構が、離農したり、規模を縮小する農家から農地を借り入れて、その農地を担い手農家に貸し付ける事業。
農業振興地域制度	今後とも長期にわたって農業を振興する地域を明らかにし、農業と農業以外の土地利用の調整を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図ることを目的とする、農業振興地域の整備に関する法律に基づく制度。
農福連携	農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

は 行

半農半X	農業と他の様々な仕事を組み合わせた新しいライフスタイル。
ほ場整備	農地区画の規模や形状の変更、農道、用排水路、用水のパイプライン化などの農業生産基盤の整備を総合的に行うこと。

や 行

有機農業	科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法。
遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、及び農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地。

ら 行

6次産業化	農山漁村の活性化のため、農林水産業など第1次産業とこれに関連する、加工や販売等の第2次、第3次産業に係る融合等による地域ビジネスの展開や新たな業態の創出を行う取組。
-------	--



農業経営モデル

(認定農業者・認定新規就農者)

1 認定農業者

(農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標)

●個人経営体

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営 概要 (ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
1	水稻+麦 【稲作・麦類作 (複合経営)】	12.0	水稻(早生) 2.0 水稻(中生) 8.0 麦(小麦) 6.0 麦(はだか麦) 6.0	525	1,888 (2,497)	【水稻】 ●早生品種「コシヒカリ」 中生品種「おいでまい」 ●自家育苗、自家乾燥 ●一発処理型除草剤 ●肥効調節型肥料(全量基肥方式) 【麦】 ●小麦「さぬきの夢2009」 ●はだか麦「イチバンボン」 ●乾燥は共同利用施設 ●低PK肥料 ●経営所得安定対策の交付金を含む
2	水稻+麦+ 作業受託 【稲作・麦類作 (複合経営)】	2.5	水稻(中生) 2.5 麦(小麦) 2.5 作業受託 耕起・代かき・田植え 12.0 収穫・乾燥・調製 12.0	397	1,751 (1,887)	【水稻】 ●中生「ヒノヒカリ」 ●その他は同上 【麦】 ●同上 【作業受託】 ●耕起・代かき・田植えの受託料は30 千円/10a ●収穫・乾燥・調製の受託料は38千円 /10a
3	水稻+ アスパラガス+ ブロッコリー 【露地野菜・ 施設野菜 (複合経営)】	2.2 (施設 面積 0.2)	水稻(早生) 1.0 水稻(中生) 1.0 アスパラガス(施設) 0.2 ブロッコリー 1.2	414	3,017 (3,217)	【水稻】 ●購入苗、疎植栽培 ●乾燥は共同利用施設 ●中生「ヒノヒカリ」 ●その他はNo.1に同じ 【アスパラガス】 ●品種「さぬきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内～年明どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調製支援利用

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営 概要 (ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
4	イチゴ 【施設野菜】	0.3 (施設 面積 0.3)	イチゴ(養液) 0.3	644	3,756 (6,408)	●「さぬき姫」 ●香川型高施設栽培「らくちん」 システム
5	ミニトマト 【施設野菜】	0.2 (施設 面積 0.2)	ミニトマト(養液) 2.0	470	3,770 (7,106)	●購入苗、養液栽培、長期どり ●マルハナバチ導入 ●選果機
6	みかん+ 中晩柑+びわ 【果樹類】	2.3	露地みかん 「ゆら早生」 0.5 露地みかん 「小原紅早生」 1.0 露地みかん 「青島温州」 0.5 露地中晩柑 「不知火」 0.2 びわ 「茂木」・「田中」 0.1	427	2,858 (5,216)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ灌水同 時施肥栽培 ●「青島温州」隔年交互結実 【露地中晩柑】 ●「不知火」 【びわ】 ●「茂木」5a、「田中」5a
7	みかん+ 中晩柑+びわ 【果樹類】	1.1	露地みかん 「ゆら早生」 0.2 露地みかん 「小原紅早生」 0.5 露地中晩柑 「不知火」 0.2 びわ 「茂木」・「田中」 0.1 びわ 「なつたより」 0.1	488	2,392 (2,710)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ灌水同 時施肥栽培 ●「小原紅早生」ブランド化による高 単価販売 【露地中晩柑】 ●「不知火」ドリップ灌水同時施肥栽培 【びわ】 ●「茂木」5a、「田中」5a、「なつたより」 10a
8	施設みかん+ 施設中晩柑 【果樹類】	0.6 (施設 面積 0.6)	施設みかん 「小原紅早生」 0.2 施設中晩柑 「不知火」 0.2 施設中晩柑 「せとか」 0.2	469	1,918 (2,302)	【施設みかん】 ●11月下旬加温による7月出荷体系 【施設中晩柑】 ●無加温栽培、ドリップ灌水同時施肥 栽培
9	キウイフルーツ 【果樹類】	0.8	キウイフルーツ 「さぬきゴールド」 0.3 キウイフルーツ 「香緑」 0.3 キウイフルーツ 「さぬきキウイっこ」 0.2 キウイフルーツ 「さぬき エンジェルスイート」 0.1	436	1,958 (2,230)	●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生育予 測と園地区分



No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営 概要 (ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
10	施設ぶどう+ 露地ぶどう 【果樹類】	0.4 (施設 面積 0.2)	施設ぶどう 「シャインマスカット」0.2 露地ぶどう 「ピオーネ」0.2	501	1,609 (1,673)	【施設ぶどう】 ●「シャインマスカット」 1月末加温10a、無加温10a 【露地ぶどう】 ●「ピオーネ」 ●トンネル栽培 ●ジベレリン1回処理
11	オリーブ 【果樹類】	1.0	オリーブ 「ミッション」0.5 オリーブ 「ルッカ」0.5	454	2,202 (3,529)	【オリーブ】 ●新漬用「ミッション」 採油用「ミッション」、「ルッカ」 ●自家採油
12	輪ギク 【花き・花木】	0.3 (施設 面積 0.3)	秋ギク「神馬」0.6 夏秋ギク 「精の一世」0.3	461	3,026 (3,484)	●直挿し栽培、無摘心栽培、養液土耕栽培 ●購入穂の活用による品質改善と育 苗作業の効率化 ●四段サーモ変温管理 ●低温期における低温開花性品種 「神馬2号」を利用 ●持込み共撰
13	カーネーション 【花き・花木】	0.3 (施設 面積 0.3)	カーネーション 「スタンダード」0.3 「スプレー」40%	886	3,409 (5,880)	●ベンチ栽培、土耕栽培、反射マルチ栽培 ●全量購入苗 ●変則4株植え ●天敵、黄色蛍光灯活用 ●二重被覆、循環扇、変温管理
14	酪農 【酪農】	3.0	経産牛60頭 初妊牛4頭 ほ育、育成牛16頭 飼料 (イタリアンライグラス) 3.0 稲WCS、稲わら収集面積 2.0	531	4,080 (5,221)	●フリーバーン・ミルクングパーラー方式 ●自給飼料ラップ サイレージ ●稲WCS、稲わら利用 ●乳牛供用年数延長
15	肥育牛① (黒毛和種 去勢肥育) 【肉用牛】	2.0	肥育牛120頭 飼料 (イタリアンライグラス) 3.0 稲WCS 1.0 稲わら収集面積 2.5	861	2,945 (2,982)	●舎飼い ●自給飼料ラップ サイレージ ●稲WCS、稲わら利用 ●肥育期間短縮 ●余剰堆肥販売
16	肥育牛② (交雑種 去勢肥育) 【肉用牛】	－	肥育牛200頭	1,011	4,055 (4,457)	●舎飼い ●流通飼料主体 ●肥育期間短縮 ●余剰堆肥販売
17	繁殖牛 【肉用牛】	－	繁殖牛30頭	468	1,409 (1,409)	●黒毛和種 ●子牛9か月飼養 ●余剰堆肥販売

※「」は品種名、()は作型、品目名

●団体経営体(集落営農)

No.	営農 類型	経営 規模 (ha)	経営 概要 (ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
18	水稻+麦 【稲作・麦類作 (複合経営)】	15.0	水稻(早生) 2.0 水稻(中生) 8.0 麦(小麦) 7.0 麦(はだか麦) 7.0	706	2,636 基幹1名 (1,281) 補助4名 (1,353)	【水稻】 ●早生「コシヒカリ」 中生「おいでまい」 ●自家育苗、自家乾燥 ●一発処理型除草剤 ●肥効調節型肥料(全量基肥方式) 【麦】 ●小麦「さぬきの夢2009」 ●はだか麦「イチバンボン」 ●乾燥は共同利用施設 ●低PK肥料 ●経営所得安定対策の交付金を含 む。
19	水稻+ 作業受託 【稲作】	1.5	水稻(早生) 1.5 作業受託 耕起・代かき・田植え 15.0 収穫・乾燥・調製 15.0	449	2,636 補助5名 (1,353)	【水稻】 ●No.18に同じ 【作業受託】 ●耕起・代かき・田植えの受託料は30 千円/10a ●収穫・乾燥・調製の受託量は38千円 /10a
20	水稻+麦+ ブロッコリー 【稲作・麦類作、 露地野菜 (複合経営)】	12.0	水稻(早生) 2.0 水稻(中生) 8.0 麦(小麦) 7.0 ブロッコリー 1.1	692	3,364 補助9名 (3,364)	【水稻】 ●No.18に同じ 【麦】 ●No.18に同じ 【ブロッコリー】 ●年内～年明どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調製支援利用

注1) 集落営農の経営費には雇用費を含めておらず、農業所得欄は、利益配分前の所得を示している。

注2) 団体経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)である。

注3) 経営所得安定対策の補助金を所得として計上(全類型共通)

注4) 集落営農の補助従事者は、50日/年・人とした。



参考資料

2 認定新規就農者

(農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標)

●営農類型

No.	営農 類型	経営 規模	初期的 資本整備額 (千円)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
1	水稲+ アスパラガス+ ブロッコリー 【露地野菜+ 施設野菜 (複合経営)】	[作付面積等] 水稲(早生) 100a アスパラガス(施設) ブロッコリー 10a [経営面積] ブロッコリー 130a [うち施設面積 170a (うち施設面積 10a)]	19,803	257	2,285 (2,387)	【水稲】 ●「コシヒカリ」 ●購入苗、疎植栽培 ●乾燥は共同利用施設 【アスパラガス】 ●「さぬきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内～春どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調製支援利用
2	ナス+ ブロッコリー 【露地野菜】	[作付面積等] ナス 15a ブロッコリー (年内～年明どり) 30a ブロッコリー (春どり) 120a [経営面積] 150a	9,890	340	2,819 (2,933)	【ナス】 ●露地栽培 ●購入苗、一文字仕立て ●ソルゴー活用による防風ネット張を 省力化 【ブロッコリー】 ●春どり ●セル成形苗 ●定植・出荷調製支援利用
3	キュウリ+ ナバナ 【露地野菜・ 施設野菜 (複合経営)】	[作付面積等] キュウリ半促成 8a キュウリ露地 8a キュウリ抑制 8a ナバナ 16a [経営面積] ナバナ 32a (うち施設面積 8a)	17,366	211	2,514 (2,529)	【キュウリ】 ●ハウス半促成・抑制(無加温)、 夏露地 【ナバナ】 ●「花かんざし」、「花飾り」
4	露地キュウリ+ ナバナ 【露地野菜】	[作付面積等] キュウリトンネル 8a キュウリ夏露地 8a キュウリ秋露地 8a ナバナ 20a [経営面積] 34a	10,446	218	2,384 (2,450)	【キュウリ】 ●露地栽培 【ナバナ】 ●「京の春」、「花かんざし」、「花飾り」
5	イチゴ 【施設野菜】	[作付面積等] 施設イチゴ(養液) 20a [経営面積] イチゴ 20a (うち施設面積 20a)	35,186	315	3,524 (4,835)	●「さぬき姫」 ●香川型高施設栽培「らくちん」 システム

No.	営農 類型	経営 規模	初期的 資本整備額 (千円)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	生産方式
6	ミニトマト 【施設野菜】	[作付面積等] ミニトマト(養液) 20a [経営面積] ミニトマト 25a (うち施設面積 20a)	28,590	201	3,792 (8,371)	●千果 ●購入苗、養液栽培、長期どり ●マルハナバチ導入 ●選果機
7	露地みかん+ 施設中晩柑+ キウイフルーツ 【果樹類】	[作付面積等] 露地みかん 30a 「小原紅早生」 露地みかん 20a 「青島温州」 施設中晩柑 10a キウイフルーツ 20a 「さぬきゴールド」 20a [経営面積] 80a (うち施設面積 10a)	21,597	255	1,838 (1,994)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ灌水同 時施肥栽培 ●「青島温州」隔年交互結実 【施設中晩柑】 ●「不知火」ドリップ灌水同時 施肥栽培 【キウイフルーツ】 ●「さぬきゴールド」一文字整枝、 溶液授粉
8	キウイフルーツ 【果樹類】	[作付面積等] キウイフルーツ 30a 「さぬきゴールド」 キウイフルーツ 10a 「香緑」 キウイフルーツ 10a 「さぬきエンジェル スイート」 10a [経営面積] 50a	20,986	230	1,408 (1,459)	●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生育予 測と園地区分
9	輪ギク 【花き・花木】	[作付面積等] 秋ギク「神馬2号」 40a 夏秋ギク「精の一世」 20a [経営面積] 秋ギク 20a (うち施設面積 20a)	27,249	214	2,250 (2,321)	●直挿し栽培、無摘心栽培、土耕栽培 ●購入穂の活用による品質改善と育 苗作業の効率化 ●四段サーモ変温管理 ●低温期における低温開花性品種 「神馬2号」を利用 ●持込み共撰

※「」は品種名()は作型、品目名



高松産ごじまん品 一覧

区分	品目	なまえ	キャラクター
野菜	ブロッコリー	マダム・ブロッ子	
	ナバナ	ハナちゃん	
	ミニトマト	ミニトマ兄弟	
	キュウリ	キューさん	
	アスパラ	Mr.アスパラ	
	エンケーシン	エン・ケーシン	
	オクラ	オオクラ画伯	
	ナス	ナスP	
	ネギ	ねぎ坊	
	ゴボウ	ゴボー親方	
	ソラマメ	そらまめトリオ	
	ミニウガン	トーガン坊	
	ニンニク	ガーリックくん	
	スイートコーン	スイート王子	
	葉ゴボウ	ハゴ帽	
	食べて菜	タベテ～ナ	

区分	品目	なまえ	キャラクター
果物	ミカン	カンちゃん	
		ハウス・デ・ミカちゃん	
	イチゴ	イチゴ娘	
	ブドウ	シャイン	
		せとくん	
		ミノリちゃん	
		ビアン子	
		ピオー姉さん	
		アレキさん	
	イチジク	いちじ君	
	ビワ	びわぞう	
	キウイフルーツ	オオキウイ	
		コキウイ	
		ニューキウイ	
		エンジェル	
	中晩柑	ボン太	
		レモニー	
	カキ	秋野カキ	
	モモ	モモコさん	

高松産ごじまん品 一覧

区分	品目	なまえ	キャラクター
穀物	米	おヨネちゃん	
	麦	ムギー	
	黒大豆	KURO-DAIず	
特産物	盆栽	松さん	
畜産物	牛肉	うっしい	
	牛乳	みるっく	
花き	切花	ラナンキュルン	
		ストッキーナ	
		プリンセス・フローラ	
		ひまわりママ	
		ハボたん	

高松市農業振興計画
〔令和6～13年度〕

発行 令和6年3月

高松市 創造都市推進局 産業経済部 農林水産課
760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
TEL 087-839-2422 / FAX 087-839-2423
E-mail nousui@city.takamatsu.lg.jp
